

Q48

当店では、あるペットボトル飲料をメーカーから仕入れて販売しています。この飲料は、350ml入り(150円)、500ml入り(250円)、1リットル入り(350円)のものがありますが、このたび、メーカーと共同の販売促進企画として、350ml入りのものを見本品として来店者に提供したいのですが、問題ないでしょうか。

A

見本品その他宣伝用の物品又はサービスであって、正常な商慣習に照らして適当と認められるものは、景品表示法上の景品類に該当する場合であっても、総付景品規制は適用されません。

市販されている商品・サービスそのものを見本品として提供する場合は、最小取引単位のものであって、試食、試用などのためのものである旨が明りょうに表示されていれば、見本品として提供することができます。ただし、最小取引単位のものがすべて見本品として認められるわけではなく、正常な商慣習に照らして適当と認められるかどうか、個別に判断されることとなります。

本件においては、当該飲料のうち容量の最も小さい350ml入りのものの容器に、「見本品」などと見本品であることを明記すれば、当該飲料を見本品として提供することは正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲であると考えられ、総付景品規制は適用されません。

**(参照)**  「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)第2項第2号[PDF: 60KB]

 「『一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限』の運用基準について」(昭和52年事務局長通達第6号)3[PDF: 87KB]